

光市まちづくり市民協議会設置要綱

(設置)

第1条 若者から高齢者まで、誰もが市政に参画しやすい環境を創出するとともに、市民との対話を基本とした協働のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- (2) 光市総合計画の策定及び進捗に関し、協議すること。
- (3) 光市人口ビジョン及び光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関し、協議し、並びに評価し、検証すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

(委員)

第3条 協議会は、50人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各界の有識者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めにより会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議は、公開するものとする。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策企画部企画調整課において処理する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第3号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第37号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第203号）

この告示は、平成19年11月20日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 64 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 54 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 75 号）

この告示は、平成 30 年 5 月 2 日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 118 号）

この告示は、令和 7 年 6 月 19 日から施行する。